

令和4年12月五島市議会定例会議案表

(令和4年11月30日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 108 号	五島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	1
議案第 109 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	6
議案第 110 号	五島市債権管理条例の制定について	30
議案第 111 号	五島市都市計画税条例の廃止について	35
議案第 112 号	五島市立図書館条例の制定について	37
議案第 113 号	五島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について	42
議案第 114 号	五島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について	44
議案第 115 号	五島市漁船保全施設条例の一部改正について	45
議案第 116 号	五島市手数料条例の一部改正について	46
議案第 117 号	財産の無償譲渡について	51
議案第 118 号	工事請負契約の変更について	54
議案第 119 号	富江地域福祉センターの指定管理者の指定について	55
議案第 120 号	山本二三美術館の指定管理者の指定について	56
議案第 121 号	農村集会所の指定管理者の指定について	57
議案第 122 号	たい肥センターの指定管理者の指定について	58

議案第 123 号	荒川集会所の指定管理者の指定について	59
議案第 124 号	玉之浦健康管理増進施設の指定管理者の指定について	60
議案第 125 号	小浦集会所の指定管理者の指定について	61
議案第 126 号	漁船保全施設の指定管理者の指定について	62
議案第 127 号	和解及び損害賠償の額の決定について	63
議案第 128 号	市道路線の廃止について	64
議案第 129 号	市道路線の認定について	72
議案第 130 号	五島市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	78
議案第 131 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	79
議案第 132 号	令和 4 年度五島市一般会計補正予算 (第 6 号)	別冊
議案第 133 号	令和 4 年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 134 号	令和 4 年度五島市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 135 号	令和 4 年度五島市診療所事業特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
報告第 19 号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	81

議案第108号

五島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
五島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案を次のとおり提出する。

令和4年11月30日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 五島市の条例及び規則等（市長その他の執行機関の規則、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程等をいう。）並びに長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）及び長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成14年長崎県条例第58号）により五島市が処理することとされた事務について規定する長崎県の条例及び規則をいう。

(2) 市の機関等 次に掲げる五島市の機関等をいう。

ア 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会若しくは公営企業管理者又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行わせることができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えさせることができる。
- 5 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料、使用料その他の収入金（以下「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

への記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の規定により電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の規定により電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(添付書面等の省略)

第7条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第8条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により少なくとも毎年度1回公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(提案理由)

市の機関等への手続等に係る関係者の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的として、個別の条例等で書面等によることなどを規定している手続等を、情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項に関し、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第109号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を次のとおり提出する。

令和4年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(五島市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 五島市職員の定年等に関する条例(平成16年五島市条例第28号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その

職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項本文中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「、1年」を「、これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、五島市職員の給与に関する条例（平成16年五島市条例第45号）第11条に規定する管理職手

当の支給を受ける職員の職及び五島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年五島市条例第263号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（これらの職のうち診療所において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について

て、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督

職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（雑則）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条本文の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（五島市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第2条 五島市職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成16年五島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。）」の次に「第27条第2項並びに」を加え、「反する」の次に「降給、」を加える。

第1条の次に次の1条を加える。

（降給の種類）

第1条の2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

第2条の見出し中「降任」を「降給、降任」に改め、同条第2項中「反する」の次に「降給、」を加える。

附則に次の２項を加える。

(五島市職員の給与に関する条例附則第１３項の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用)

３ 五島市職員の給与に関する条例（平成１６年五島市条例第４５号）附則第１３項の規定の適用を受ける職員に対する第１条の２の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに五島市職員の給与に関する条例附則第１３項の規定による降給とする」とする。

４ 第２条第２項の規定は、五島市職員の給与に関する条例附則第１３項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(五島市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第３条 五島市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成１６年五島市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第３条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の１０分の１に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第４条 五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１６年五島市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「第２８条の５第１項又は第２８条の６第２項」を「第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項若しくは第２項」に改め、「された職員」の次に「で同法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第３条、第４条第２項及び第１３条第１項第１号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(五島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第５条 五島市職員の育児休業等に関する条例（平成１６年五島市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 五島市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 五島市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第14条の表第6条第11項の項を削り、同表第16条第2項第2号の項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同表第22条第4項の項中「前項」を「、第1項」に、「育児休業条例第14条」を「、第1項（育児休業条例第14条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

第15条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の表第16条第2項第2号の項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同表第22条第4項の項中「前項」を「、第1項」に、「育児休業条例第18条」を「、第1項（育児休業条例第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同表第35条第2項の項を次のように改める。

第35条第2項	及び第12条から第15条まで	、第12条から第15条まで及び第17条
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

第19条の表中「、第13条第1項第1号及び第19条」を「及び第13条第1項第1号」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(公益的法人等への五島市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への五島市職員の派遣等に関する条例（平成16年五島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 五島市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

(勤務延長に関する経過措置の適用)

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年五島市条例第 号）附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、五島市職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(五島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 五島市職員の給与に関する条例（平成16年五島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第12項を次のように改める。

12 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条中「給料月額」を「給料の月額」に改める。

第16条第1項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項第3号中「運賃相当額」を「運賃等相当額」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第22条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「この条」を「この項」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第29条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第32条第1項及び第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第35条第2項中「第12条」を「第6条第3項から第11項まで及び第12条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

13 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第15項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の法（次号及び次項第2号において「令和5年旧地方公務員法」という。）第28条の2第3項に規定する条例で別に定める職員に相当する職員のうち、規則で定める職員 63歳

(2) 令和5年旧地方公務員法第28条の2第3項に規定する条例で別に定め

る職員に相当する職員（前号に規定する職員を除く。）のうち、規則で定める職員 60歳を超え64歳を超えない範囲内で規則で定める年齢

1 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 令和5年旧地方公務員法第28条の2第3項に掲げる条例で別に定める職員に相当する職員のうち規則で定める職員
- (3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 法第28条の6第3項に規定する条例で別に定める職員のうち、規則で定める職員
- (5) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

1 5 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第17項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1 6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最

高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第13項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第15項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第15項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第13項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第13項から前項までに定めるもののほか、附則第13項の規定による給料月額、附則第15項の規定による給料その他附則第13項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の

職員」に、

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

356,800

」を

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700

基準 給料 月額	基準 給料 月額
円 315,1 00	円 356,8 00

に改める。

別表第2中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の

職員」に、

再任用職員		393,000	466,000
-------	--	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 393,000	円 466,000

に改める。

別表第3第1項第1号の表中

4級	1 困難な業務を分掌する係長及び 2 主幹の職務
----	-----------------------------

係長と同等の職務

を

4級	1 困難な業務を分掌する係長及び係長と 2 参事の職務 3 主幹の職務
----	---

同等の職務

に改め、同表6級の項中「参事」を「企画監」に改める。

(五島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 五島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年五島市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(五島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第9条 五島市職員の特殊勤務手当支給条例（平成16年五島市条例第47号）の

一部を次のように改正する。

第4条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(五島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 五島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年五島市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第20条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

(五島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第11条 五島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年五島市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(五島市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 五島市職員の再任用に関する条例（平成16年五島市条例第27号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(五島市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の五島市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の五島市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条

例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報

に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項、次項、第14条、第15条及び第16条において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。以下次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考

により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日

までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときに

における旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規

定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第4条の規定による改正後の五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（五島市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 第7条の規定による改正後の五島市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第13項から第19項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第14条 暫定再任用職員（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される五島市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第

1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年五島市条例第33号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額を、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される五島市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年五島市条例第33号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第29条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第32条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第6条第3項から第11項まで及び第12条から第15条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（五島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措

置)

第15条 暫定再任用職員は、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の五島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

(五島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 暫定再任用職員については、改正後の五島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第14条の規定は適用しない。

(その他の経過措置の規則への委任)

第17条 前16条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行に伴い、職員の定年年齢の段階的な引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等を行うため、関係する条例において、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第110号

五島市債権管理条例の制定について

五島市債権管理条例案を次のとおり提出する。

令和4年11月30日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の適正な管理に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする本市の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項第2号から第8号までに掲げるものを除く。）をいう。
- (2) 強制徴収公債権 市の債権のうち、公法上の原因に基づいて発生する債権（以下「公債権」という。）であって、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収公債権 市の債権（公債権に限る。）のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (4) 私債権 市の債権のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。
- (5) 実施機関 市長、消防長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理については、法令、条例又はこれらに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）は、法令、条例又は

これらに基づく規則の定めるところにより、適正な市の債権の管理に努めなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を整備するものとする。

(滞納者に関する情報の利用等)

第6条 市長等は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、市の債権の管理に関する事務を適正かつ効率的に遂行するため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、法令、条例又はこれらに基づく規則に特別の定めがある場合を除き、当該債権以外の市の債権に係る当該債務者に関する情報を、同一の実施機関内において利用し、又は他の実施機関の求めに応じて提供することができる。

2 市長等は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

3 市長等は、第1項の規定により債務者に関する情報を利用し、又は他の実施機関に対し提供するときは、当該債務者及び第三者の権利及び利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(遅延損害金)

第7条 市長等は、私債権について、次条の規定による督促をしたときは、当該督促をした金額（以下「督促金額」という。）に、その履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該督促金額に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して徴収するものとする。ただし、遅延損害金の徴収について、法令、条例若しくはこれらに基づく規則又は当該契約に特別の定めがある場合は、その定めによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長等は、債務者が次のいずれかに該当すると認めるときは、遅延損害金を徴収しないことができる。

(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害又は盗難により損失を受け

た場合で、やむを得ない事情があると認められるとき。

- (2) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。
- (3) 債務者又はその者と生計を同一にする親族が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したため多額の出費を要し生活が困難と認められるとき。
- (4) 債務者がその事業につき著しい損失を受け、事業の継続が困難と認められるとき。
- (5) 失職等によりやむを得ない事情があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に市長等が認めたとき。

（督促）

第8条 市長等は、私債権について履行期限までに履行しない者があるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第171条の規定により期限を指定してこれを督促しなければならない。

（滞納処分等）

第9条 市長等は、強制徴収公債権の督促を受けた者が督促状に指定した期限までに履行しないときは、法令の定めるところにより、滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止を行わなければならない。

（強制執行等）

第10条 市長等は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「非強制徴収公債権等」という。）について、第8条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、政令第171条の2各号に掲げる強制執行等の措置を執らなければならない。ただし、政令第171条の5の徴収停止の措置を執る場合又は政令第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 非強制徴収公債権等の履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止、履行延期の特約等及び免除については、政令第171条の3から政令第171条の7までの定めるところによる。

（私債権の放棄）

第11条 市長等は、私債権について、次のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びこれに係る遅延損害金を放棄することができる。

- (1) 当該私債権につき消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。
- (2) 債務者である法人の清算が終了したとき（当該法人の債務につき弁済の責任を負うべき他の者があり、その者について前号、第3号及び第4号に掲げる事由がないときを除く。）。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたとき。
- (5) 当該私債権の存在につき法律上の争いがある場合において、市長等が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

2 公営企業管理者は、前項の規定により私債権を放棄したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により私債権を放棄したとき及び前項の規定による報告があったときは、その旨を議会に報告しなければならない。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定（第7条の規定を除く。）は、この条例の施行の日前に発生した市の債権について適用する。

（五島市水道事業給水条例の一部改正）

3 五島市水道事業給水条例（平成16年五島市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第36条の2を削る。

(提案理由)

市の債権管理について市長等の責務を明らかにし、市の債権の適正な管理を図るため、債権管理に関する事務の処理について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 1 1 号

五島市都市計画税条例の廃止について

五島市都市計画税条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市都市計画税条例を廃止する条例

五島市都市計画税条例（平成 1 6 年五島市条例第 7 6 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の五島市都市計画税条例の規定に基づき課した、又は課すべきであった都市計画税については、なお従前の例による。

（五島市税条例の一部改正）

- 3 五島市税条例（平成 1 6 年五島市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 7 条第 3 項中「(次条第 4 項の規定によって都市計画税を併せて徴収する場合においては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。)」を削る。

第 6 8 条第 4 項を削る。

第 6 9 条中「及び都市計画税額」を削る。

（五島市固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例の一部改正）

- 4 五島市固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例（平成 2 3 年五島市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

五島市固定資産税の納期の特例に関する条例

第 1 条中「及び第 7 0 2 条の 7 第 1 項ただし書」及び「及び都市計画税」を削る。

第 3 条を削る。

(提案理由)

令和5年1月1日をもって都市計画税を廃止することに伴い、五島市都市計画税条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 1 2 号

五島市立図書館条例の制定について

五島市立図書館条例案を次のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市立図書館条例

(設置)

第 1 条 図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号。以下「法」という。）第 1 0 条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
五島市立図書館	五島市木場町 4 5 0 番地 1

(管理)

第 3 条 図書館は、五島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理運営する。

(職員)

第 4 条 図書館に法第 1 3 条に定める職員のほか必要な職員を置く。

(開館時間)

第 5 条 図書館の開館時間は、午前 1 0 時から午後 6 時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 6 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日とする。
- (2) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- (3) 5 月 3 日から同月 5 日までの日

(4) 資料整理日（毎月末日。ただし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日とする。）

(5) 特別整理休館日（年1回で14日間以内）

2 前項ただし書の規定により臨時に開館し、又は休館しようとするときは、あらかじめ図書館にその旨を掲示するものとする。

（入館料）

第7条 図書館の入館料は、無料とする。

（有料施設等）

第8条 図書館の施設、設備等（以下「施設等」という。）で有料で利用させるもの（以下「有料施設等」という。）は、別表のとおりとする。

（利用の許可）

第9条 有料施設等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、図書館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可について条件を付することができる。

（利用許可の制限）

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設等の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 図書館の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他図書館の管理上支障があるとき。

（使用料）

第11条 有料施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を利用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用後14日以内に納付することができる。

（使用料の減免）

第12条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第13条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第14条 利用者は、許可を受けた目的以外に有料施設等を利用し、又は有料施設等を利用する権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第15条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用の許可の内容又は利用の許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 第10条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によって利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(入館の制限)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、図書館への入館を拒み、又は退館を命ずるものとする。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者又はこれらのおそれがある物品若しくは動物を携帯する者
- (3) 図書館の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他図書館の管理上支障があると認められる者

(原状回復義務)

第17条 利用者は、有料施設等の利用を終了したとき、又は第15条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止され、若しくは制限されたときは、その利用しなくなった有料施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会が代わって行い、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償等)

第18条 利用者又は入館者が、故意又は過失により図書館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が利用者又は入館者の責めに帰することができない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 利用者又は入館者は、図書館の図書、記録その他の資料を甚だしく汚損し、若しくは破損し、又は亡失したときは、代替品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

3 教育委員会は、前2項の規定による賠償が完了するまでは、図書館の図書、記録その他の資料並びに施設等の利用を停止することができる。

(五島市立図書館協議会への諮問)

第19条 図書館の適正な運営を図るため必要がある場合は、五島市附属機関の設置等に関する条例（令和3年五島市条例第31号）に規定する五島市立図書館協議会に諮問するものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(五島市立図書館条例の廃止)

2 五島市立図書館条例（平成16年五島市条例第226号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の五島市立図書館条例第9条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

別表（第8条、第11条関係）

1 施設使用料

区分	単位	使用料
多目的室	1時間	490円
エントランスホール	1時間	560円
多目的室及び学習室	1時間	790円
多目的室、学習室及びエントランスホール	1時間	1,350円

2 附属設備使用料

	機器名	単位	1時間あたり使用料
音響設備	アンプ	1式	860円
	CDプレーヤー	1台	140円
	ブルーレイディスクレコーダー	1台	140円
	ワイヤレスマイクロホン	1台	280円
	ワイヤレスマイクロホン(マイピン型)	1台	280円
	ダイナミックマイクロホン	1台	80円
映写設備	液晶プロジェクター	1台	860円
	120型電動スクリーン	1台	230円
その他	コンセント	1口	50円
冷暖房設備	多目的室		150円
	多目的室及び学習室		240円

備考

- 1 施設使用料については、営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の額の2倍の額とする。
- 2 使用時間が1時間未満であるときは、1時間として計算する。
- 3 使用時間が1時間を超え、その使用時間に1時間未満の端数があるときは、端数時間が30分未満であるときはこれを切り捨て、端数時間が30分以上であるときは、1時間として計算する。

(提案理由)

五島市立図書館の設置及び管理に関し、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 1 3 号

五島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

五島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

五島市県営土地改良事業分担金徴収条例（平成 1 6 年五島市条例第 1 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 9 1 条第 3 項」の次に「又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 4 条」を加え、「以下「県営事業」という。」を「法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業（以下「法に規定する県営事業」という。）及び法の規定によらない同項各号に掲げる事業（以下「法の規定によらない県営事業」という。）をいう。」に改める。

第 2 条中「基づき、」の次に「法に規定する」を加え、「有する者」を「有するもの」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市は、地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 7 条第 1 項の規定に基づき、法の規定によらない県営事業に要する費用の一部を負担したときは、当該事業によって特に利益を受ける者から分担金を徴収する。

第 3 条中「前条」の次に「第 1 項」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前条第 2 項の規定により市が徴収する分担金の総額は、法の規定によらない県営事業につき市が負担する費用の額を超えない範囲内において市長が定める。

第 4 条中「分担金の額」を「第 2 条第 1 項の規定により市が徴収する分担金の額」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 第 2 条第 2 項の規定により市が徴収する分担金の額は、法の規定によらない県営事業によって特に利益を受ける者が、当該事業の施行によって受ける利益の度合いに応じて市長が定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

長崎県が事業主体となって実施する土地改良事業に関し、受益者から分担金を徴収することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 1 4 号

五島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

五島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

五島市営土地改良事業分担金徴収条例（平成 1 6 年五島市条例第 1 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「五島市営土地改良事業」の次に「(土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業及び同法の規定によらない同項各号に掲げる事業をいう。)」を加え、「土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号。以下「法」という。)」を「同法」に、「法第 3 6 条」を「同法第 3 6 条又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 4 条」に、「の施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有する」を「により特に利益を受ける」に改め、「場合には」の次に「、別に定めがあるもののほか」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

五島市が事業主体となって実施する土地改良事業に関し、受益者から分担金を徴収することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 1 5 号

五島市漁船保全施設条例の一部改正について

五島市漁船保全施設条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市漁船保全施設条例の一部を改正する条例

五島市漁船保全施設条例（平成 1 6 年五島市条例第 1 9 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

五島市小浦漁船保全施設条例

第 1 条中「漁船保全施設」を「小浦漁船保全施設（以下「漁船保全施設」という。）」に改める。

第 2 条の見出し中「、名称」を削り、同条第 1 項中「漁船保全施設を」の次に「五島市玉之浦町玉之浦 3 3 0 番地 2 1 に」を加え、同条第 2 項を削る。

附則第 3 項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

富江漁船保全施設、山下漁船保全施設、倭寇（坪）漁船保全施設、黒瀬漁船保全施設及び三井楽漁船保全施設を民間に譲渡すること等に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 1 6 号

五島市手数料条例の一部改正について

五島市手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市手数料条例の一部を改正する条例

五島市手数料条例（平成 1 6 年五島市条例第 7 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 4 項中「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に、「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に改め、同表第 1 1 項中「法第 8 6 条の 8 第 3 項」の次に「（法第 8 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同表中第 1 4 項を第 1 6 項とし、第 1 3 項を第 1 5 項とし、第 1 2 項を第 1 4 項とし、第 1 1 項の次に次の 2 項を加える。

1 2	既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更を行う場合の当該 2 以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料	法第 8 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更を行う場合の当該 2 以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	2 7, 0 0 0 円
1 3	興行場等用途変更許可申請手数料	法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定に基づく興行場等への用途の変更の許可の申請に対する審査	1 2 0, 0 0 0 円

別表第 4 第 1 項手数料の額の欄を次のように改める。

(1) 一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合	ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 1 5 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。）、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）又は指定確認検査機	3 3, 0 0 0 円
---	---	--------------

	<p>関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。）により低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証された書類（以下この表において「適合証」という。）の提出がないもの</p>	
	イ 適合証の提出があるもの	4,000円
<p>(2) 共同住宅等（一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）の住棟全体の場 合又は非住宅部分及び住宅部分を有する建築物（以下この表において「複合建築物」という。）の住宅部分の場合</p>	ア 適合証の提出がないもの	<p>(ア)に掲げる申請に係る住戸の数の合計の区分に応じて規定する金額に、共用部分がある場合は(イ)に掲げる申請に係る共用部分の面積の合計の区分に応じて規定する金額を加算した額</p> <p>(ア) 住戸部分</p> <p>a 1戸の場合 33,000円</p> <p>b 1戸を超え5戸以下 67,000円</p> <p>c 5戸を超え10戸以下 94,000円</p> <p>(イ) 共用部分</p> <p>a 300㎡以内 106,000円</p> <p>b 300㎡を超え1,000㎡以内 134,000円</p>
	イ 適合証の提出があるもの	<p>(ア)に掲げる申請に係る住戸の数の合計の区分に応じて規定する金額に、共用部分がある場合は(イ)に掲げる申請に係る共用部分の面積の合計の区分に応じて規定する金額を加算した額</p> <p>(ア) 住戸部分</p> <p>a 1戸の場合 4,000円</p> <p>b 1戸を超え5戸以下 9,000円</p> <p>c 5戸を超え10戸以下 15,000円</p>

		(イ) 共用部分 a 300㎡以内 9,000円 b 300㎡を超え1,000㎡以内 16,000円
(3) 複合建築物の全体の場合	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する(2)(一戸建て住宅の場合は、(1))に規定する金額に、複合建築物及び一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を一棟の建築物とみなして適用する(4)に規定する金額を加算した金額	
(4) 住宅の部分を有しない建築物(以下この表において「非住宅建築物」という。)の全体の場合又は複合建築物の非住宅部分の場合 非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	ア 適合証の提出がないもの	一棟の建築物の床面積の合計が300㎡以内の場合にあっては234,000円(法第54条第1項に規定する国土交通大臣が定める基準により、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準が適用されない非住宅建築物(以下この項において「外皮性能の基準を適用しないもの」という。)にあっては、106,000円)、一棟の建築物の床面積の合計が300㎡を超え500㎡以内の場合にあっては291,000円(外皮性能の基準を適用しないものにあっては、134,000円)
	イ 適合証の提出があるもの	一棟の建築物の床面積の合計が300㎡以内の場合にあっては9,000円、一棟の建築物の床面積の合計が300㎡を超え500㎡以内の場合にあっては16,000円

別表第4第2項手数料の額の欄を次のように改める。

(1) 一戸建て住宅の場合	ア 適合証の提出がないもの	16,500円
	イ 適合証の提出があるもの	2,000円
(2) 共同住宅等の住棟全体の場合又は複合建築物の住宅部分の場合	ア 適合証の提出がないもの	(ア)に掲げる変更申請に係る住戸の数の合計の区分に応じて規定する金額に、(イ)に掲げる変更申請に係る共用部分の計画変更に係る床面積の合計の

		<p>2分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する床面積を加算した面積）の区分に応じて規定する金額の合計（ただし、住戸部分のみの計画変更に係る場合は、(ア)に掲げる変更申請に係る住戸の数の合計の区分に応じて規定する金額のみとする。）</p> <p>(ア) 住戸部分</p> <p>a 1戸の場合 16,500円</p> <p>b 1戸を超え5戸以下 33,500円</p> <p>c 5戸を超え10戸以下 47,000円</p> <p>(イ) 共用部分</p> <p>a 300㎡以内 106,000円</p> <p>b 300㎡を超え1,000㎡以内 134,000円</p>
イ 適合証の提出があるもの		<p>(ア)に掲げる変更申請に係る住戸の数の合計の区分に応じて規定する金額に、(イ)に掲げる変更申請に係る共用部分の計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する床面積を加算した面積）の区分に応じて規定する金額の合計（ただし、住戸部分のみの計画変更に係る場合は、(ア)に掲げる変更申請に係る住戸の数の合計の区分に応じて規定する金額のみとする。）</p> <p>(ア) 住戸部分</p> <p>a 1戸の場合 2,000円</p> <p>b 1戸を超え5戸以下 4,500円</p>

		c 5戸を超え10戸以下 7,500円 (イ) 共用部分 a 300㎡以内 9,000円 b 300㎡を超え1,000㎡以内 16,000円
(3) 複合建築物の全体の場合	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する(2)（一戸建て住宅の場合は、(1)）に規定する金額に、複合建築物及び一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を一棟の建築物とみなして適用する(4)に規定する金額を加算した金額	
(4) 非住宅建築物の全体の場合又は複合建築物の非住宅部分の場合	一棟の建築物の計画変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積）について、第1項の(4)に規定する金額	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）の一部改正により、共同住宅等の住戸が低炭素建築物の認定の対象から除外されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 1 7 号

財産の無償譲渡について
漁船保全施設について、次のとおり無償で譲渡する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

五島市長 野 口 市太郎

1 無 償 譲 渡 財 産 (1) 山下漁船保全施設

ア 建物

- (ア) 所 在 五島市富江町山下 3 8 9 番地 2
- (イ) 構 造 コンクリートブロック造
- (ウ) 床面積 8. 7 8 平方メートル

イ その他の設備

- (ア) 船台 4 台
- (イ) レール 2 線
- (ウ) 巻上機 1 台
- (エ) 受水槽 1 基

(2) 倭寇（坪）漁船保全施設

ア 建物

- (ア) 所 在 五島市富江町岳 9 9 1 番地 4
- (イ) 構 造 コンクリートブロック造
- (ウ) 床面積 1 4. 8 2 平方メートル

イ その他の設備

- (ア) 船台 4 台
- (イ) レール 2 線
- (ウ) 巻上機 1 台
- (エ) 受水槽 1 基

(3) 黒瀬漁船保全施設

ア 建物

- (ア) 所 在 五島市富江町黒瀬 1 番地 1 0

(イ) 構造 コンクリートブロック造

(ウ) 床面積 17.41平方メートル

イ その他の設備

(ア) 船台 4台

(イ) レール 2線

(ウ) 巻上機 1台

(4) 三井楽漁船保全施設

ア 建物

(ア) 所在 五島市三井楽町濱ノ畔902番地31

(イ) 構造 鉄筋コンクリート造

(ウ) 床面積 11.88平方メートル

イ その他の設備

(ア) 船台 4台

(イ) 巻上機 1台

(ウ) 受水槽 1基

(エ) 転倒防止安全装置 1基

2 無償譲渡の目的 五島市公共施設等総合管理計画に基づき漁船保全施設を民間に譲渡することにより、将来的な市の財政負担を軽減するとともに、施設を無償で譲渡することで、相手方の財政負担も軽減し、施設の安定的な運営に資するため。

3 無償譲渡の相手方 五島市福江町1190番地9

五島漁業協同組合

代表理事組合長 草野 正

4 無償譲渡の条件 相手方は、無償で譲渡された財産について、長崎県補助金等に係る財産処分承認基準に定める処分制限期間が経過するまで、当該財産を現在の用途のまま使用すること。

5 無償譲渡の期日 令和5年3月31日

(提案理由)

財産を適正な対価なくして譲渡することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第118号

工事請負契約の変更について

令和4年3月24日に議決された議案第18号工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更する。

令和4年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

「4 工事請負金額 157,030,500円」を「4 工事請負金額 174,801,000円」に改める。

(提案理由)

鏡瀬ビジターセンター等再整備工事（建築）に係る工事請負契約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 1 1 9 号

富江地域福祉センターの指定管理者の指定について

五島市富江地域福祉センター条例（平成 1 6 年五島市条例第 8 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、富江地域福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

五島市長 野 口 市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
富江地域福祉センター	五島市三尾野一丁目 7 番 1 号 社会福祉法人 五島市社会福祉協議会 会長 窄 善 明	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第120号

山本二三美術館の指定管理者の指定について

五島市山本二三美術館条例（平成29年五島市条例第28号）第13条第1項の規定により、山本二三美術館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
山本二三美術館	五島市野々切町2891番地1 マウンテンブック 山本鷹生	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第121号

農村集会所の指定管理者の指定について

五島市農村集会所条例（平成16年五島市条例第168号）第3条第1項の規定により、農村集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
幾久山集会所	五島市玉之浦町幾久山465番地2 幾久山町内会 会長 佐々野 平 起	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
上の平集会所	五島市玉之浦町上の平1219番地2 上の平町内会 会長 園山 文 雄	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第122号

たい肥センターの指定管理者の指定について

五島市たい肥センター条例（平成19年五島市条例第26号）第3条第1項の規定により、たい肥センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
たい肥センター	五島市籠淵町2450番地1 ごとう農業協同組合 代表理事組合長 家永嘉弘	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第123号

荒川集会所の指定管理者の指定について

五島市荒川集会所条例（平成16年五島市条例第184号）第3条第1項の規定により、荒川集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
荒川集会所	五島市玉之浦町荒川215番地第1 荒川町内会 会長 上村孝幸	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第124号

玉之浦健康管理増進施設の指定管理者の指定について

五島市玉之浦健康管理増進施設条例（平成16年五島市条例第190号）第3条第1項の規定により、玉之浦健康管理増進施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
玉之浦健康管理増進施設	五島市玉之浦町大宝924番地1 大宝町内会 会長 近藤泰廣	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第125号

小浦集会所の指定管理者の指定について

五島市小浦集会所条例（平成16年五島市条例第191号）第3条第1項の規定により、小浦集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
小浦集会所	五島市玉之浦町玉之浦312番地2 小浦町内会 会長 大原 順一郎	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第126号

漁船保全施設の指定管理者の指定について

五島市漁船保全施設条例（平成16年五島市条例第193号）第3条第1項の規定により、漁船保全施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
小浦漁船保全施設	五島市福江町1190番地9 五島漁業協同組合 代表理事組合長 草野 正	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第127号

和解及び損害賠償の額の決定について

小型乗用自動車の破損事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

令和4年11月30日提出

五島市長 野 口 市太郎

- 1 和解及び損害賠償の相手方
五島市東浜町一丁目21番9号
有限会社 アートプランニング
代表取締役 瀬川 豊巳

2 和解の趣旨

令和4年8月31日、五島市三井楽町貝津1054番地1の高浜園地の駐車場において、本市三井楽支所の職員が、チェーンソーで樹木の剪定作業をしていたところ、駐車していた小型乗用自動車（長崎500わ5029）にチェーンソーで切断した枝を接触させ、同車両の左側前方部フェンダーを損傷した事故について、市は、当該事故の責任を全て認め、当該事故により生じた損害を全て賠償する。

- 3 損害賠償の額 小型乗用自動車修理費 44,882円

(提案理由)

和解及び損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第128号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により市道の路線を次のとおり廃止する。

令和4年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

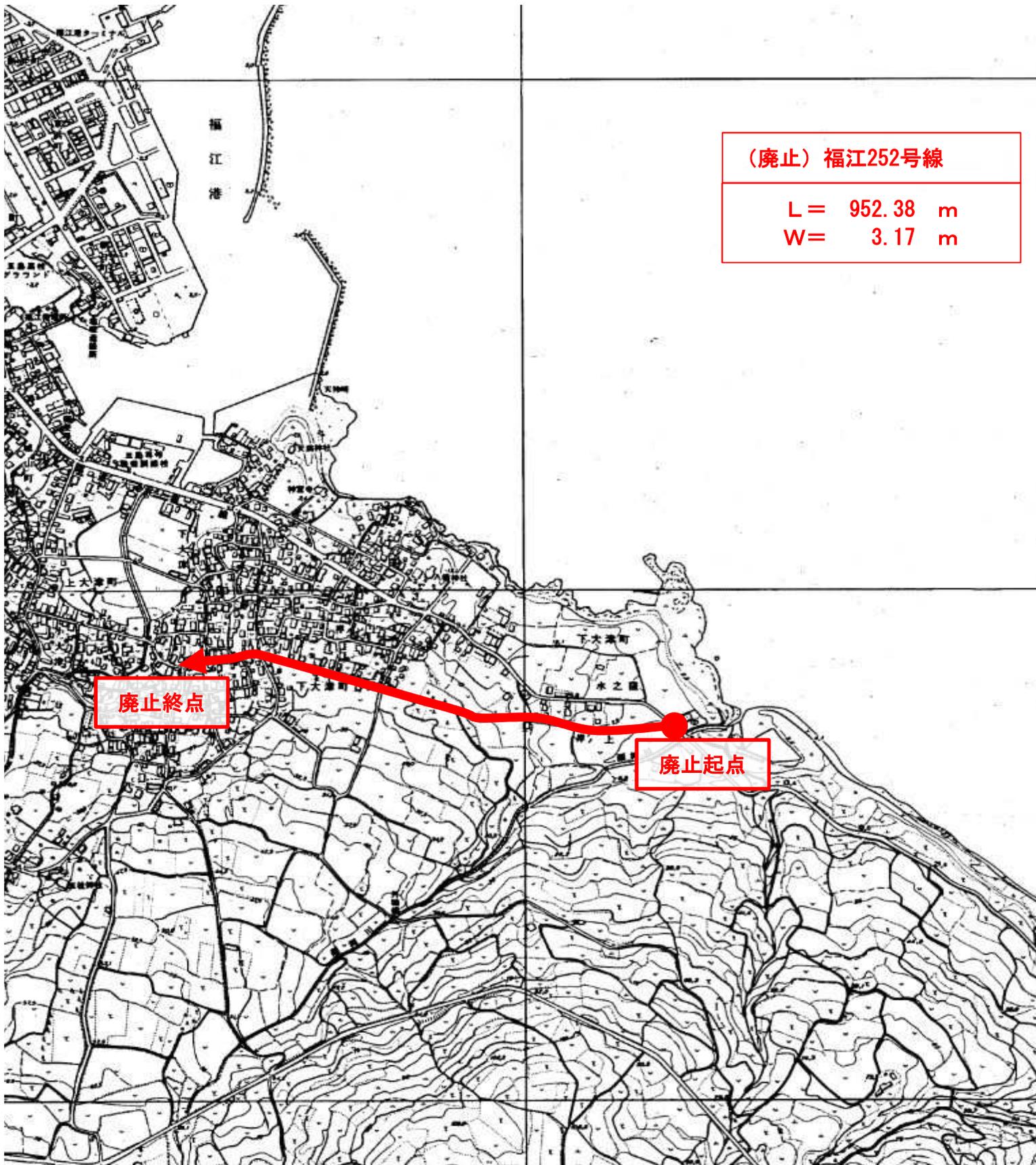
路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
福江252号線	五島市下大津町440番 1地先	五島市上大津町775番 地先	なし
福江325号線	五島市下大津町966番 地先	五島市下大津町418番 地先	なし
福江326号線	五島市下大津町450番 地先	五島市下大津町398番 地先	なし
福江340号線	五島市三尾野町870番 地先	五島市三尾野町811番 地先	なし
崎山29号線	五島市長手町869番地 先	五島市長手町1042番 地先	なし
崎山33号線	五島市長手町826番地 先	五島市長手町806番地 先	なし
大浜61号線	五島市小泊町536番2 地先	五島市小泊町581番地 先	なし

（提案理由）

市道路線の廃止については、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

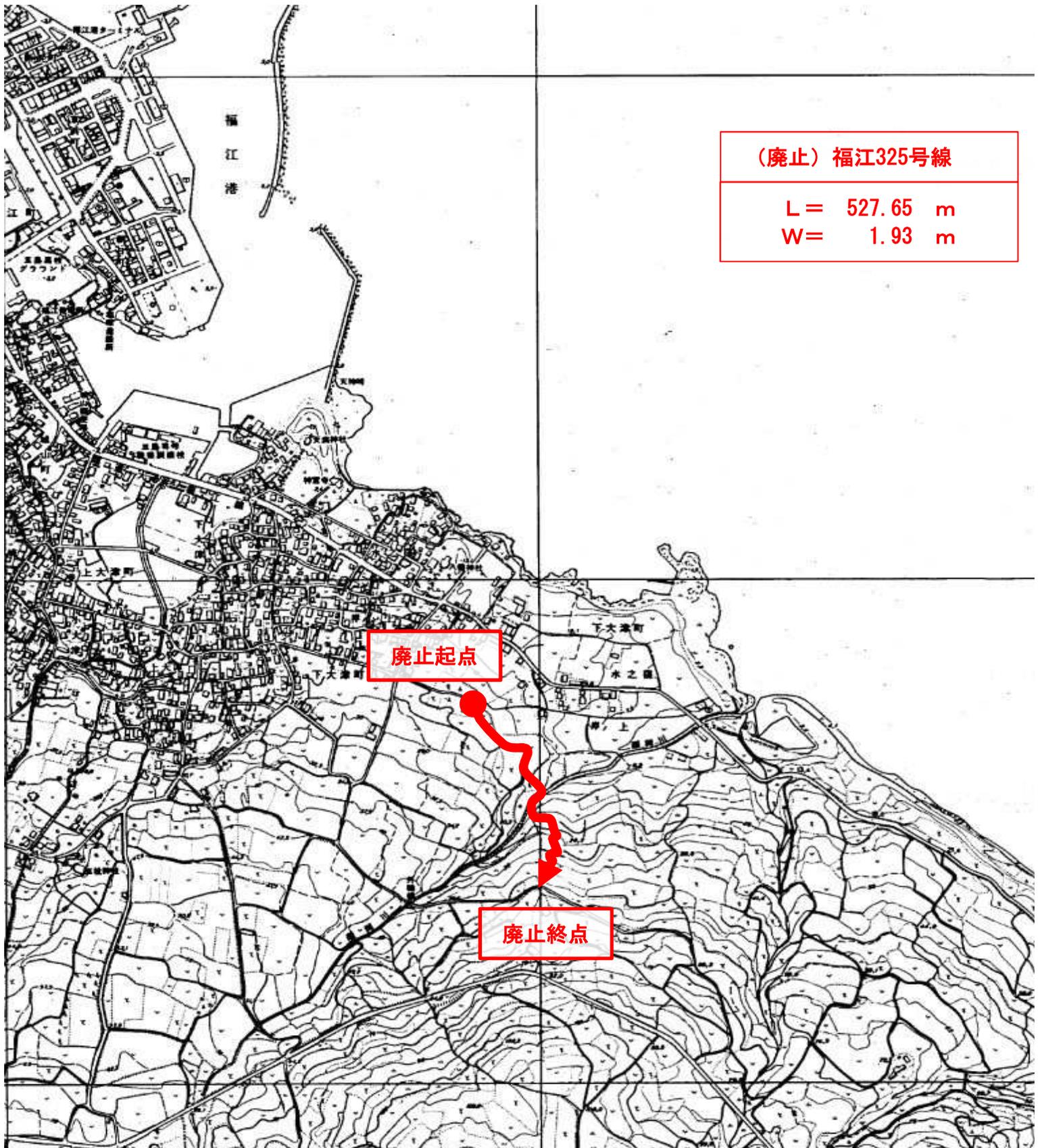
廃止路線位置図

S = 1/10,000



廃止路線位置図

S = 1/10, 000



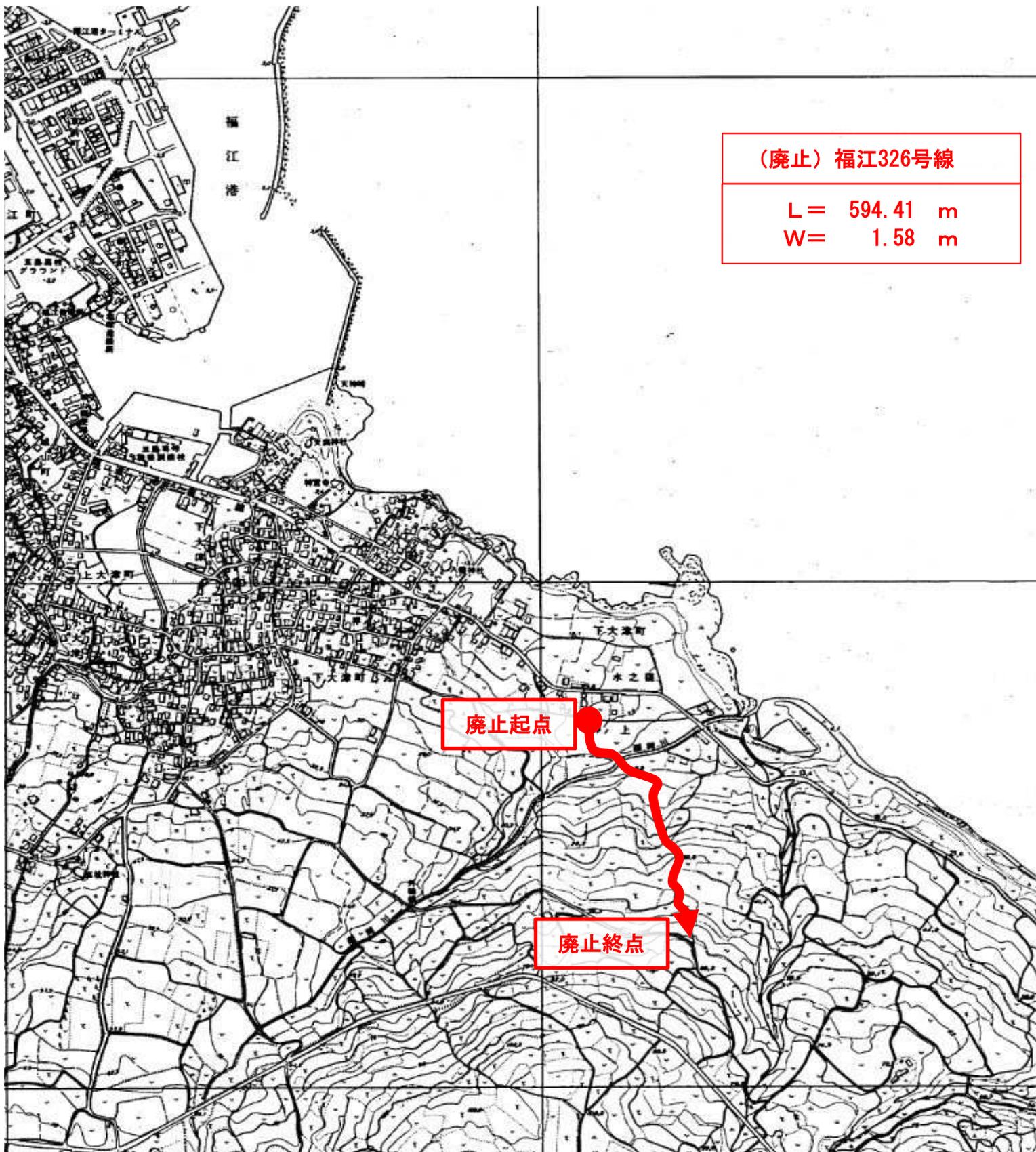
(廃止) 福江325号線

L = 527.65 m

W = 1.93 m

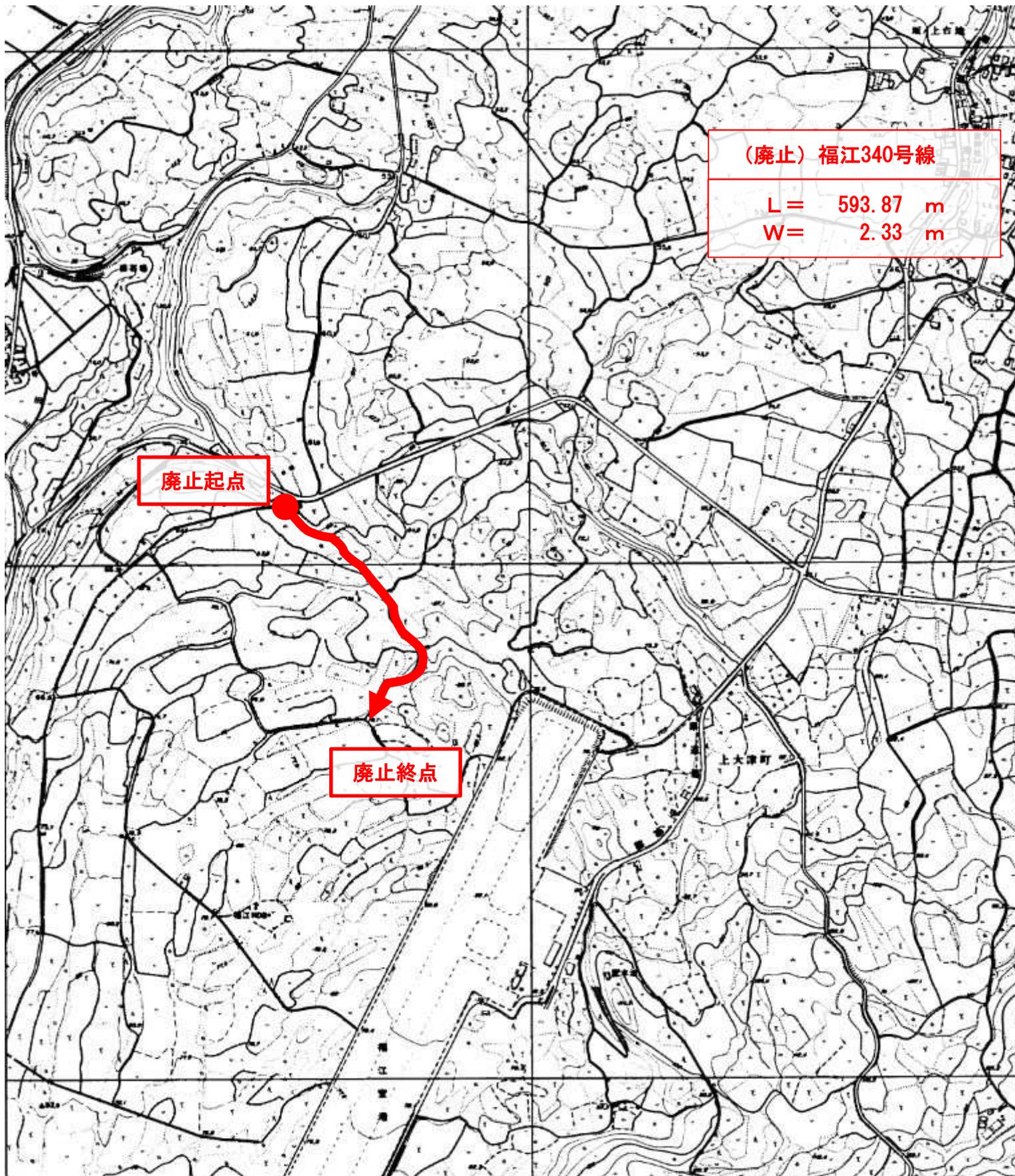
廃止路線位置図

S = 1/10, 000



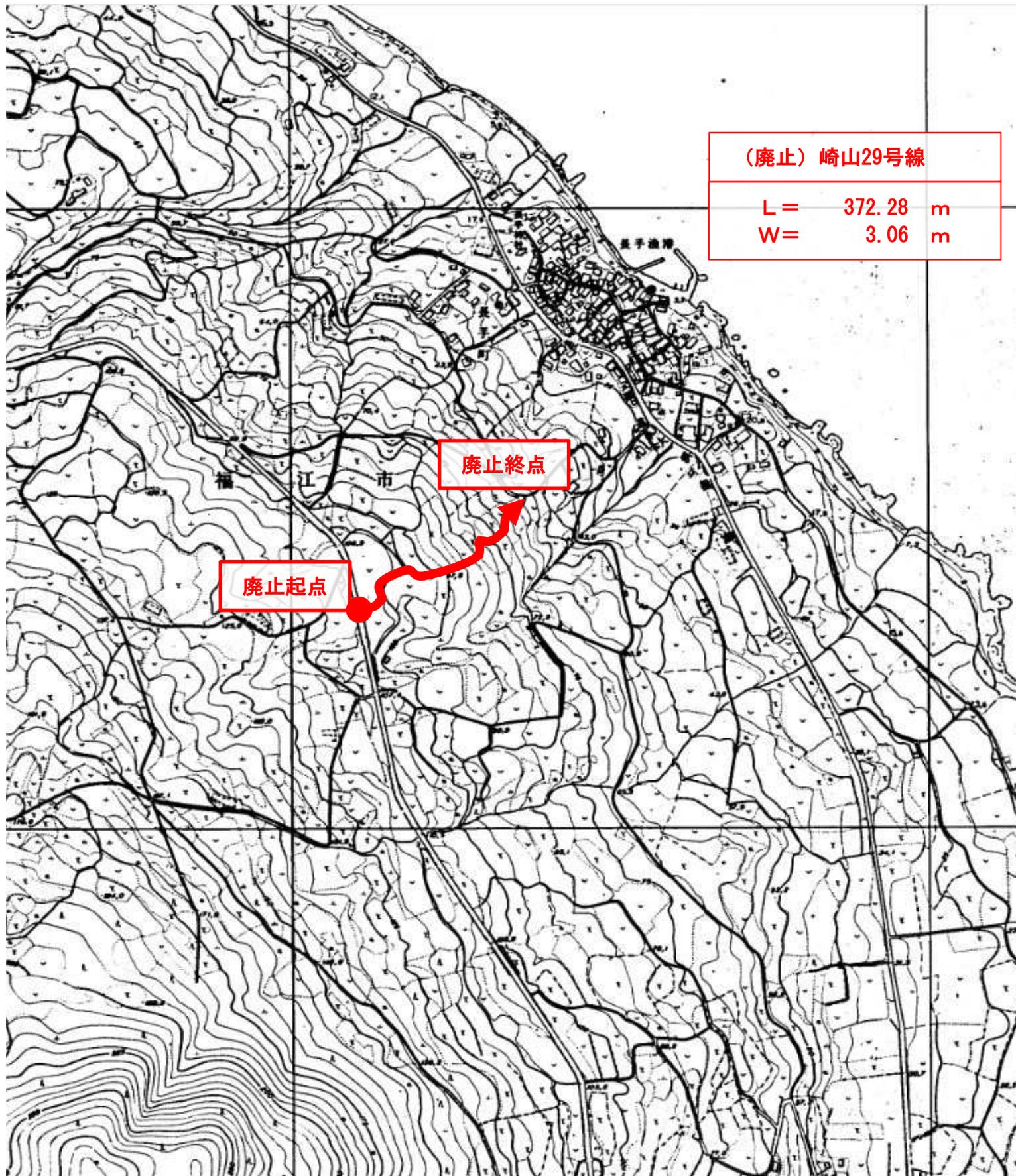
廃止路線位置図

S = 1/10, 000



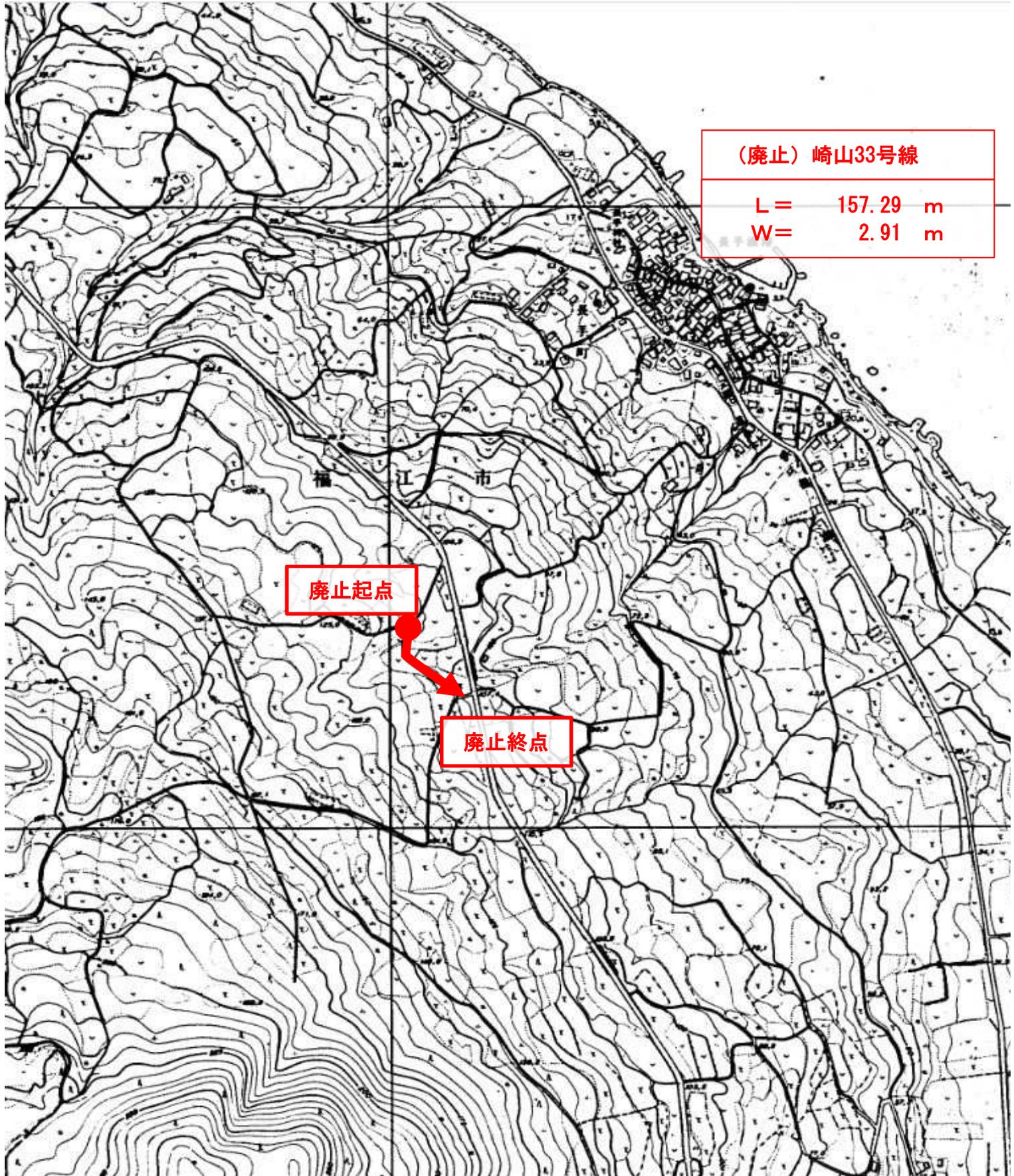
廃止路線位置図

S = 1/10,000

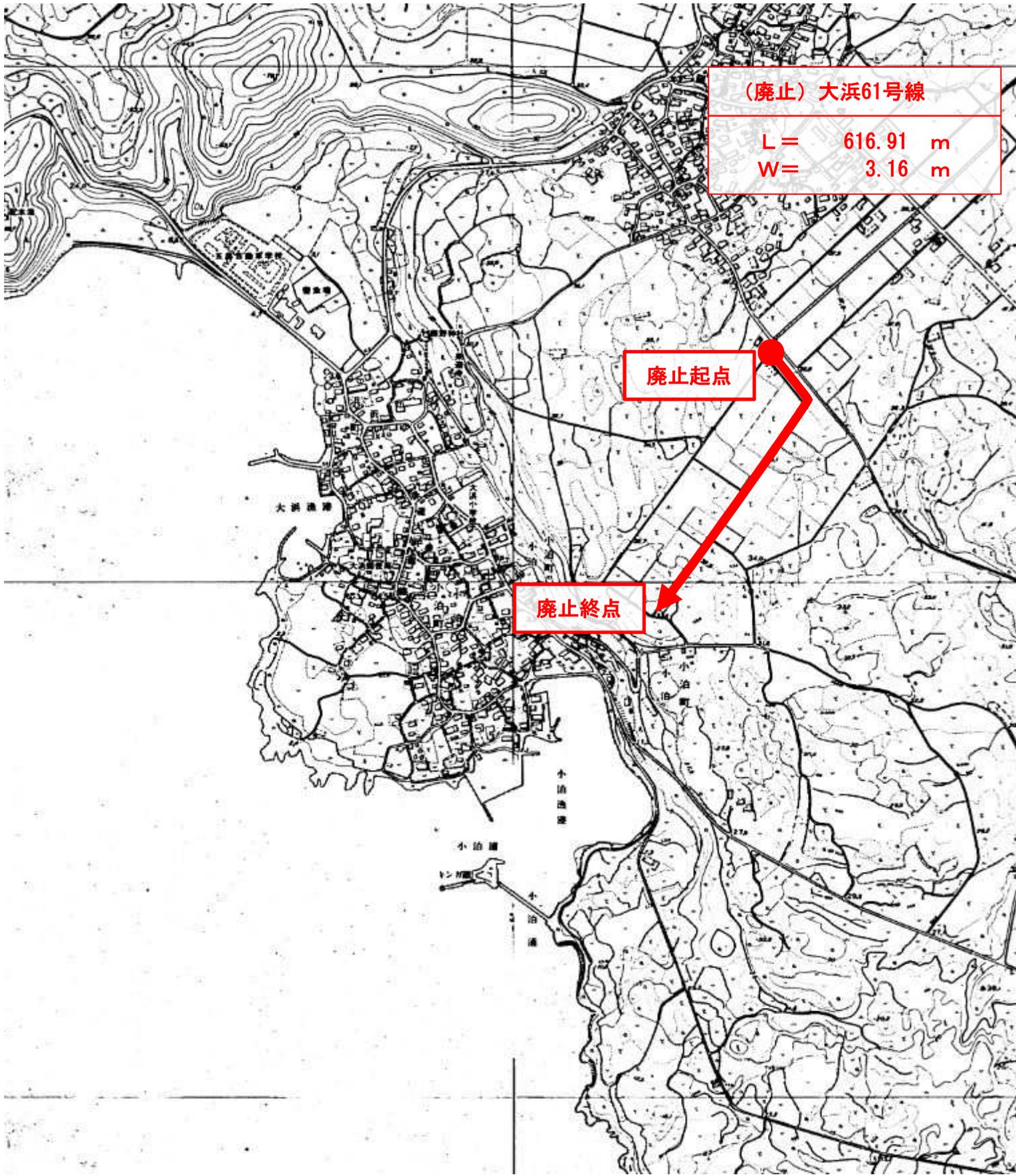


廃止路線位置図

S = 1/10,000



廃止路線位置図
S = 1/10, 000



議案第129号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

令和4年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

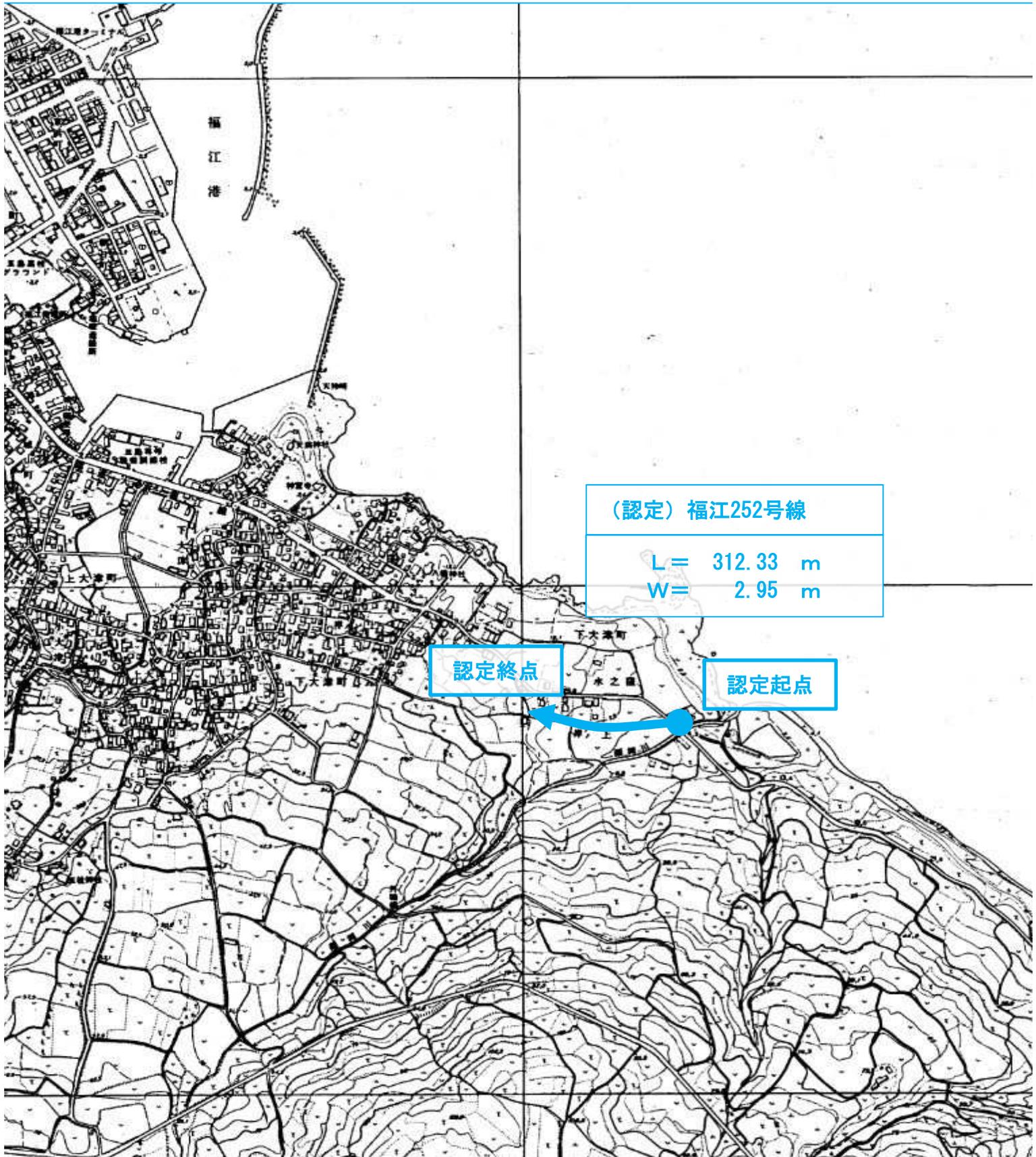
路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
福江252号線	五島市下大津町440番 1地先	五島市下大津町576番 地先	なし
福江326号線	五島市下大津町450番 1地先	五島市下大津町393番 口地先	なし
福江380号線	五島市下大津町582番 地先	五島市上大津町775番 地先	なし
崎山29号線	五島市長手町1182番 3地先	五島市長手町1165番 1地先	なし
大浜61号線	五島市小泊町553番地 先	五島市小泊町581番地 先	なし

（提案理由）

市道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

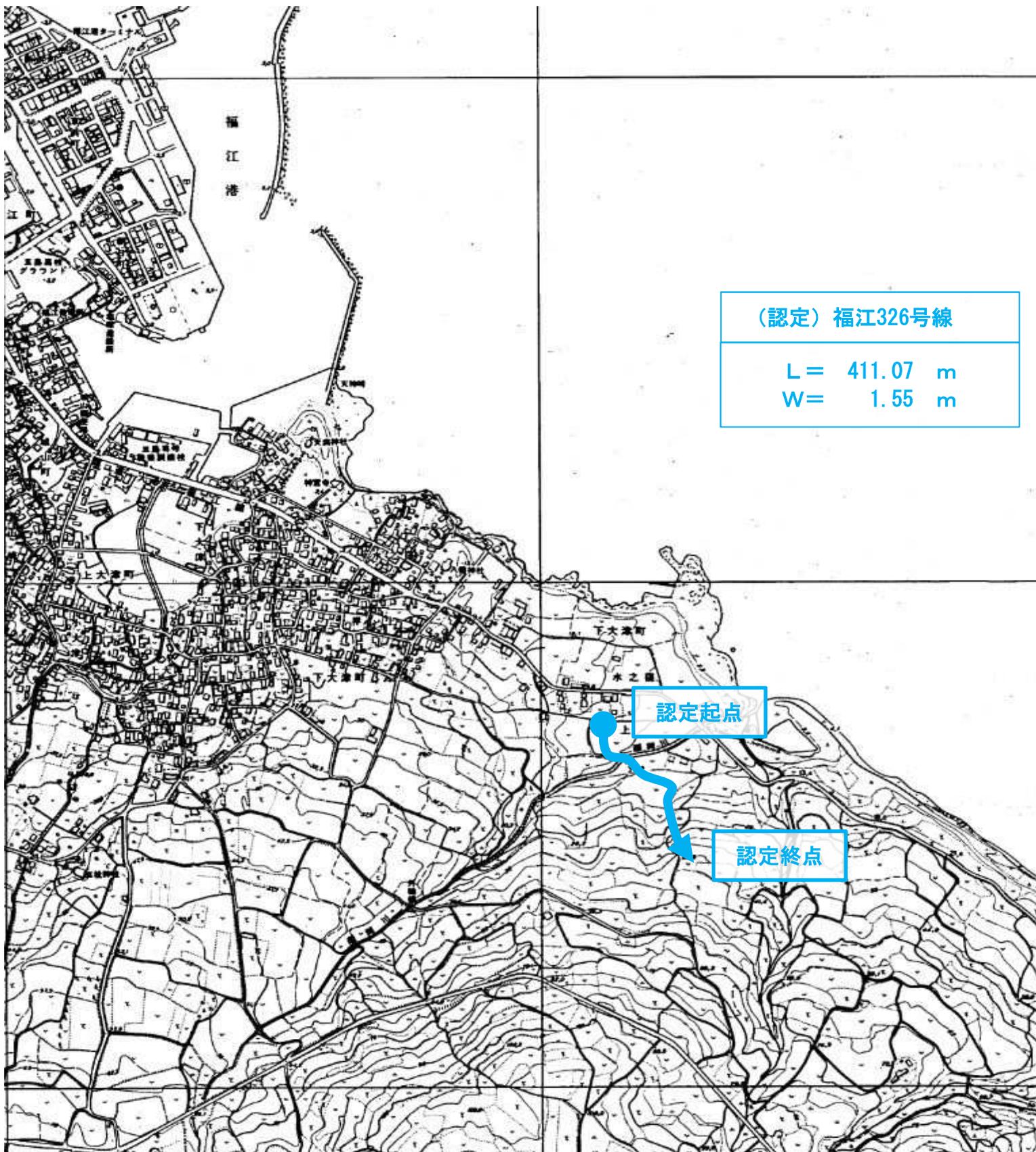
認定路線位置図

S = 1/10, 000



認定路線位置図

S = 1/10, 000



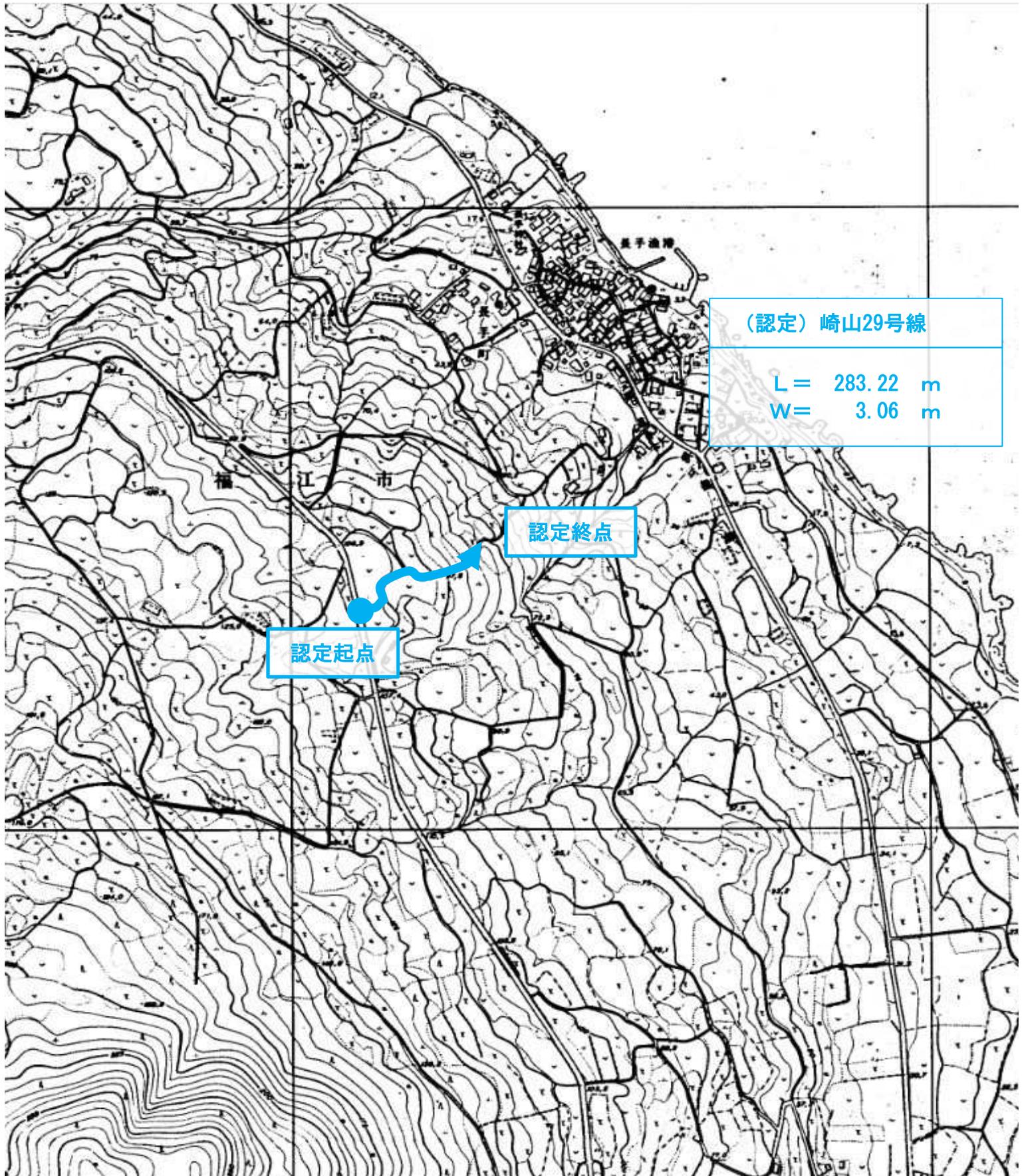
認定路線位置図

S = 1/10, 000



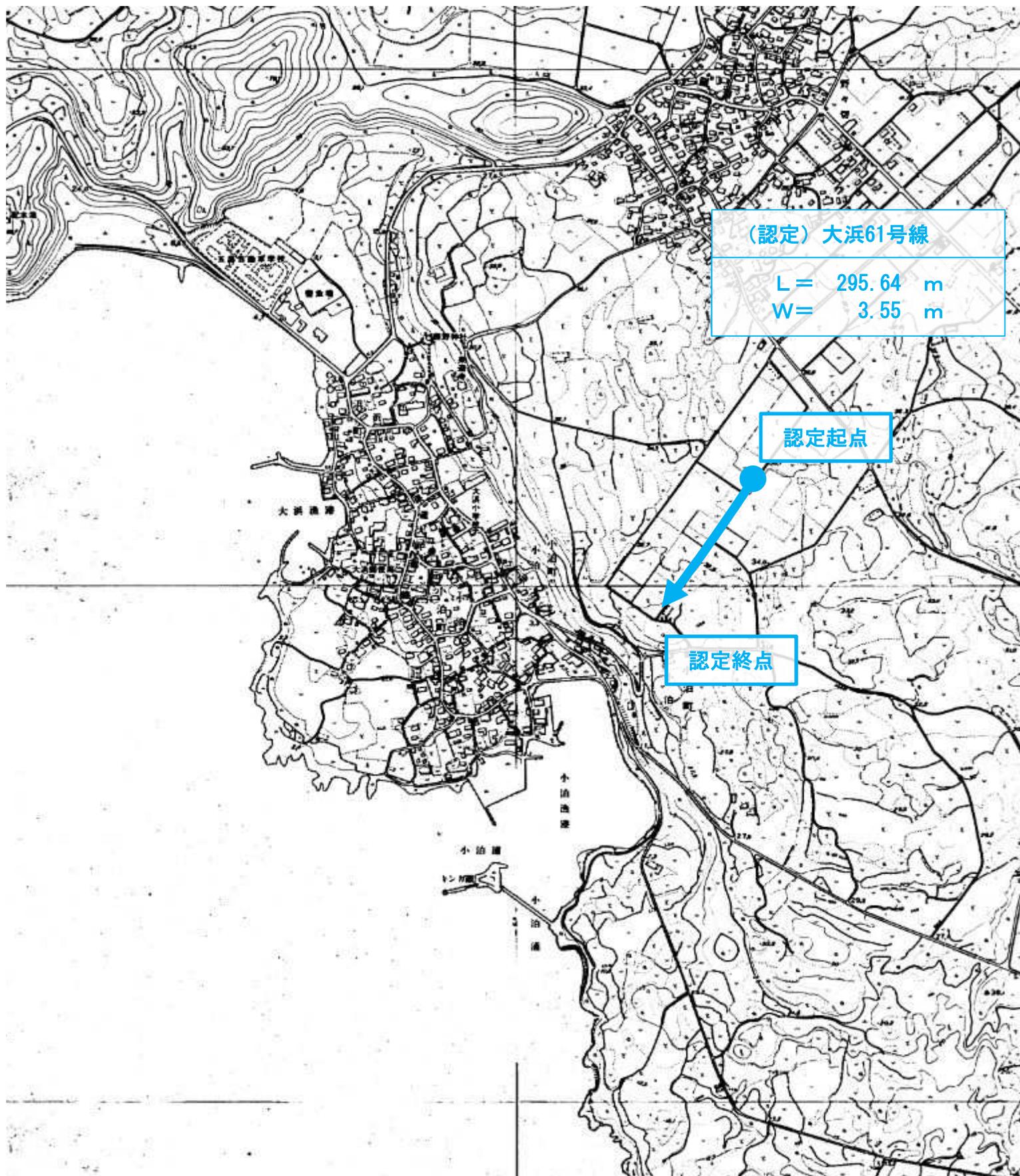
認定路線位置図

S = 1/10, 000



認定路線位置図

S = 1/10, 000



議案第130号

五島市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項の規定に基づき、次のとおり五島市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消す。

令和4年11月30日提出

五島市長 野口 市太郎

1 指定を取り消す郵便局の名称

- (1) 岐宿川原郵便局
- (2) 二本楠郵便局
- (3) 五島柏郵便局
- (4) 荒川郵便局
- (5) 五島黒瀬郵便局

2 指定を取り消す日

令和5年3月31日

（提案理由）

五島市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについては、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項の規定において準用する同条第3項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第131号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

令和4年11月30日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	おお つぼ けん ぞう 大 坪 建 三
生年月日	昭和30年

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第131号参考〉

略 歴

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
山 本 博 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	令和4年1月31日 辞任
石 黒 則 子	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
赤 瀬 博	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
村 上 やよい	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
松 下 明	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
山 田 栄	令和 3年 4月 1日	令和 6年 3月31日	
大 坪 京 子	令和 3年 4月 1日	令和 6年 3月31日	
川 元 末 人	令和 4年 1月 1日	令和 6年12月31日	
白 濱 寿 喜	令和 4年 1月 1日	令和 6年12月31日	
古 川 邦 子	令和 4年 1月 1日	令和 6年12月31日	
川 端 一	令和 5年 1月 1日 (予定)		候補者として令和4年 6月議会で議決済。法 務大臣へ推薦中

報告第19号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

（専決理由）

損害賠償の額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため専決処分したものである。

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月14日

五島市長 野 口 市太郎

損害賠償の額の決定について

郵便に関する料金の支払を遅延したことにより生じた延滞利息について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- 1 損害賠償の相手方 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
日本郵便株式会社
代表取締役社長 衣 川 和 秀
- 2 損害賠償の要旨
令和4年9月30日が支払期限である同年8月利用分の郵便に関する料金を、同年10月4日に支払ったことにより生じた延滞利息について、内国郵便約款第65条第1項の規定により、相手方に支払う必要がある。
- 3 損害賠償の額 281円